

札幌市せき柱側わん症検診検討会設置要綱

制定 令和7年4月28日
教育長決裁

(目的)

- 第1条** 学校保健安全法第13条第1項に定める定期健康診断の一環として、同法施行規則第6条第1項第3号及び第7条第1項に基づき、幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）を対象とした脊柱の疾病及び異常の有無に関わる検査におけるせき柱側わん症の早期発見に係る検診（以下「せき柱側わん症検診」という。）を実施するにあたり、専門的な立場から意見を聞くため、札幌市せき柱側わん症検診検討会（以下「検討会」という。）を置く。
- 2 検討会は札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱における「懇話会」として設置する。

(役割)

- 第2条** 検討会の委員は、次に掲げる役割を担うものとする。
- (1) 委員は、児童生徒等におけるせき柱側わん症検診の実施方法等について意見を述べるものとする。
 - (2) 委員は、せき柱側わん症検診の結果から、児童生徒等の健康課題について助言等を行うものとする。

(組織)

- 第3条** 検討会は15名以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に示す者の中から教育長が委嘱する。
- (1) せき柱側わん症の専門家（学識経験者）
 - (2) 日本臨床整形外科学会や日本側弯症学会などの関係団体
 - (3) 札幌市医師会
 - (4) 札幌市立学校の学校医
 - (5) 札幌市立学校の学校長及び養護教諭
 - (6) その他教育長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、委嘱の日から3年とする。ただし、委員が途中交代した際の後任者の委嘱期間は前任者の委嘱期間を引き継ぐものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条** 検討会には、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により定める。
 - 3 副委員長は、委員長が指名する。
 - 4 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときにはその職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 特別な事項の意見聴取を行う必要があるときには、検討会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験者及びその他関係団体等のうちから教育長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別な事項に関する意見聴取が終了したときは、委嘱を解かれたものとする。

(検討会の開催)

第6条 検討会は委員長が招集し、その議長となる。

2 検討会が特に必要と認めるときには、委員の代理出席を認めることができる。

(部会)

第7条 検討会に、せき柱側わん症検診に係る具体的な取組等について協議を行うため、部会を置くことができる。

2 部会には委員の中から選任した部会長及び部会に属する会員を置く。

3 部会長は当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

(謝礼)

第8条 委員が会議に出席した場合には、日額 12,500 円（税込）の謝礼を支給する。

2 前項の規定は、委員が参集せずに会議に参加した場合も同様とする。

3 委員が参集して会議に参加した場合の交通費は実費弁償とする。

4 前項の規定は、第6条第2項により代理出席した者に準用する。

(検討会及び会議録の公開)

第9条 検討会は原則公開とする。ただし、議題内容に個人情報等が含まれるため、検討会において、非公開と決定した場合はこの限りでない。

2 検討会開催後は、会議録を作成の上、速やかに公開することとする。ただし、児童生徒等の個人情報に関わる内容については、この限りでない。

(守秘義務)

第10条 委員で検討会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、委員の職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 検討会の庶務は、札幌市教育委員会学校教育部教育推進課において行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、学校教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日) この要綱は、令和7年5月1日から適用する。